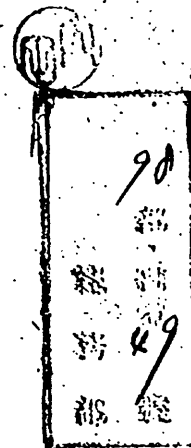


極秘

總軍ニ於ケル
總務部長會同
研究懇談事項

昭和十九年三月
難集團司令部



0610

目次

- 一 鐵鋼及セメントノ緊急増産對策
- 二 木造船（船体機關及艀裝品共）急速整備ノ爲具體策
- 三 農機具及土工具急造對策
- 四 生活必需物資ノ缺乏ニ對處スル具體策
- 五 勞務者充足對策
- 六 企業擔當者ノ全面的活用法
- 七 軍政ヲ末梢部迄滲透セシムル爲最速効的ナル具體策
- 八 軍政員及一般在留邦人ノ指導訓練方法
- 九 華僑對策ノ將來

0611

一鉄鋼及「セメント」緊急増産対策

ノ製鉄

簡易製鉄法ニテ年産五、〇〇〇吨ノ計画ニテ準備中ナルモ昭和十九年度ハ差当リ現地自活用トシテ土法鉄原料トシテ五〇〇吨産出計画ナリ。担当業者ハ中央ヨリ（戦電ヲ二九五号）坂口商店ヲ指定スル内報アリシモ産出ハ技術者ノ到着ヲ待テ着手ス。時期ハ概ネ昭和十九年後半期ト予定ス。

又「セメント」

「シリ」州ニ約二、〇〇〇吨ト推定サル高石アリ「セメント」不足ト入手難ニ鑑ミ差当リ簡易ナル設備ヲ移駐シ緊急代用「セメント」ヲ生産スベク計画シ中央ニ対シ浅野「セメント」製造課長派遣方ヲ申請シ承認ヲ経アリ。同技師ノ到着後立地條件等ヲ調査ノ上計画ニ着手ノ予定ナリ。

二水造船船体機関及機装品共急速整備ノ爲ノ具体策建造ノ隘路タル勞力、資材特ニ鉄鋼類並ニ機械力ノ皆無ニ等シ

ク如ヘテ局地輸送力ノ極メテ微弱ナルモ「ボルネオ」ニ於ケル木造船急
速整備ハ次ノ点ニ多ク考慮ト各軍ヘノ均衡ヲ勘案スルヲ痛感
シ「ボルネオ」木造船急速建造整備ノ主目的ハ「ボルネオ」現地自
活、重要國防資源ノ獲取輸送及治安維持民心把握ノ要諦タル爲
ニ低限生活必需物資ノ輸送配分ノ爲ニ指向セラルヲ要ス。作戦地
カカ木造船急速建造整備ハ、主トシテ信義治官
ノ如ク某程度各種建造ノ隘路ヲ自力解決スル能力ヲ有スル地域ニ
限定セラルヲ要當トス。

又「ボルネオ」ハ各他軍地域ノ木造船急速建造ニ次ノ点ニ於テ絶
對的協力ヲ斷行ス。

(イ) 造船用材(木釘、梁骨材、龍骨材等)ノ移出

(ロ) 機関製作ノ燃料炭又ハ「コクス」ノ移出(ガボン炭坑ノ劃期的増
産「シランテック」炭坑ノ着手)

(ハ) 船底塗料ノ移出

又以上ニ次ヨリ「ボルネオ」昭和十九年及劃當標準型木造船五

五十隻又中三十隻ハ此「ホルネオ」局地輸送用トシ作戰供出ハ三十隻
他ニ大型發動機艇三十隻ヲ絶対建造目標トシテ挺身スルノミ、
此「ホルネオ」ノ爲ニ更ニ数十隻ノ建造ヲ加重スルニ於テハ其ノ負担、
重壓ハ重要國防資源ノ取得、昭和二十年度ヨリノ現地自活近イ
テハ防衛ニ予則シ得サル破綻ヲ惹起スルニアラズヤラ危惧ス。

一 農機具及土工具急造対策

應急対策トシテハ各州毎ニ「農具類製産要領」ヲ決定シ現地住民鍛冶工ヲ動員シ之ニ屑鉄ヲ供給シ作製セシム。

然レドモ屑鉄ハ概ネヨリト地区ニ存在スルモ燃料乏乏ハ其ノ所管ニ屬スルコトヲ主張シ居ル爲メ屑鉄ハ手廻り滑ヲ鍛キアル實狀ナリ。一方鉄工所設備ノ不備、製造ミアルモ實現ニシテ下ニテ輸送方ニ關シ鐵軍、運輸ノ注意ヲ希望ス。

四 生活必需物資ノ缺乏ニ對處スル具體策

一 米穀

主問題タル米穀食糧供給ニ就テハ昭和十九年度ニ於テ若干ノ總軍需給ヲ逡仰ガサルヲ得ザルモ昭和二十年、度ニ於テハ完全自給ヲ期シナリ。

昭和十九年度所 量ハ民需トシテ新ニ移入スベキ
勞務者三万人ヲ加ヘ要補給 三萬五百人ニ至ルベシ
軍需トシテ増員ヲ念ハ ニ一〇〇〇〇計 二七、〇〇〇人
之ニ対スル現地蒐貨豫定一三、〇〇〇人ニテ不足
一四、〇〇〇人總算補給ヲ要スベキコトナルモ 船腹不足ノ
現状並ニ昭和十八年度実績ヨリ見テ之ニ大ナル期待ヲ
持テ得ズ

更ニ現地蒐貨ニ於テモ 必當區生生産ノ早ヲ占ムル西海
州ニ於テ「アビ」事件ノ後ヲ受テ、軍司令部「移駐」爲若
干ノ影響ヲ下ルヲ免レズ 彼我勘案シテ本年度補給ハ蒐
貨一萬三千人、總算補給六、〇〇〇人 計一萬九千人ニ留ルコ
トナルヲ豫想セザルヲ得ズ、 所望量二萬七千一百人ニ對シ
一萬一千一百人ノ不足ヲ生ズルヲ以テ之ヲ對策トシテ補給對
象ニ徹底的重點方策ヲ採リ、 重要生産者、勞務者ニ主力
ヲ注ギ之ガ生活維持ニ遺憾ナカラシムル人共二一、〇〇〇人ニ對シ
テ補給ヲ停止スル之ヲ歸農者ハ勞務者ニ對シテハシムトス。

詳細、別途提出、昭和十九年度物資動員計画ニ於テ説明ス
ベキモノ大要次ノ如シ

(1) 要補給者 民需 業輕勞務者 八五〇〇〇人

合扶養家族 七〇〇〇〇人

在留邦人 三〇〇〇〇人

現地住氏官吏、故郷警察員 九五〇〇人

合扶養家族 三三〇〇〇人

合計 二〇〇、五〇〇人

(2) 要補給量 勞務ノ重輕ニ依リ一人月當配給量ニ〇斤乃至六斤
トシ

民需 年 一六、九〇〇人

軍需 合 二、一〇〇人

計 一六、九〇〇人

供給量 一六、九〇〇人

現在配給人口ニ七五〇〇〇人ニ對スル配給停止人口七五〇〇〇人ニ對シ

0617

テハ約半々年間ニ於テ配給ノ緩嚴ウヲ對ハシ、逐次減量シ以テ歸農勞務轉換ニ向ハシムルモノトシ、ニ西アル補給米二千二百担ニ対シテハ別途補給ノ方法ヲ講スルモノトス。

二、代用食糧品

米穀以外其ノ不足ヲ補フベキ代用食糧品ニ就テハ銳意増産ニ努メ、ハアリ、本年度收穫豫想次ノ如シ。

サゴ澱粉	二七〇〇担	玉蜀黍	一三〇〇担
タピオカ粉	九〇〇担	甘藷	二二〇〇担
カツサバ	一四〇〇担	合 計	二八三〇担

三、其他

其他塩砂糖、煙草等ニ関シテハ補給品進捗セズ、若シテ移入ヲ要ス、衣料、其他生活必需品並ニ自活諸工業品ニ就キテモ銳意自給ヲ図リ居レリ、以上詳細ニ就キテハ別途提出ス、昭和十九年度物資動員計画並ニ情況報告ニ於テ説明シアリ。

五、勞務者充足對策（詳細ハ昭和十九年度管下勞務動員計畫ニ依ル）

(一) 管内ニ於ケル勞務者需給調整ノ具體的方策（對象、目的）

(1) 男子ノ從業職種ヲ制限シ幼年者女子ヲ以テスル新勞務者ノ獲得

（主タル對象ハ軍政廳進出邦人商社ノ事務室宿舎官民營全般事業ニ於ケル怪易勞働部門トス）

(2) 徒食階級卒業者ハ生活必需品資配給控制或ハ中止等ノ措置ニ依ル新勞務者ノ獲得

（主タル目的ハ民心不安流言蜚語謀略宣傳等ヲ安確保トス）

(3) 昭和十九年度軍政施策重點ニ基キ不急事業部門ノ控制又ハ中止同一要度順位事業部門ノ時期的調整等ニ據ル勞務者ノ重點的時期的且大量的集中移動

（主タル目的ハ事業閑期ノ利用 農閑期ノ利用 資材原料品等ノ集結期ノ活用ニ依リ限定勞務者數ニ某程度ノ期間的集中移動ニヨル伸縮性ヲ附與ス）

(4) 技術短期講習ヲ目的トスル大ニ般召徴戡ニ徒弟教育ノ實施

(主たる目的ハ技術者ノ現地養成ト失業若轉廢業者ノ職業訓導)

(二)

管内ニ於ケル勞務者需給調整^{今後}基ク併行の措置

(1) 生産増強週間ノ如キモノノ實施

(2) 優秀勞務者事業場ノ表彰

(3) 女子幼年者ノミヲ勞務者トスルルヲ事業ノ調整或ハ機械ノ

手工業化ノ研究實施進ンデ家内の生産事業へ重点指向

(4) 賃金ノ調整

(5) 家族送金又ハ連絡ノ確實實施

(6) 宿舍生活必需物資ノ特配

(7) 工場事業場中心ノ消費配給組合形式ノ工夫

(8) 慰安歌謡樂團及劇團ノ派遣

(9) 特ニ使用主ニ對スル勞務管理統制令ノ徹底

(10) 醫療施設ノ普遍化

(11) 勞務管理機關ノ充實

(三) 管内於ケル勞務者需給調整實施ニ基テ昭和十九年度勞務

充足概算

(1) 新規要申込數約四、〇〇〇名(別表参照)

(2) 管内需給調整實施ニ依リ充足見込數

對策一ヨリ	女子	五〇〇名
對策二ヨリ	幼年者	五〇〇名
對策三ヨリ		二〇〇〇名
對策四ヨリ		五〇〇〇名
對策五ヨリ		一、〇〇〇名

〇 小計 約 四、〇〇〇名

〇 需要申込ノ決定ニヨル抑留不取給勞務者數

約 一、〇〇〇名

〇 第三船司 南燃航空軍直接移入予定數

約 一、〇〇〇名

(5) 差引不足勞務者總計

約 一、〇〇〇名

(四)

不足勞務若移入方策

(1) 移入勞務者數

約

一三〇〇〇名

(2) 移入時期

昭和十三年四月より十一月迄、七ヶ月間

(3) 移入方法

(船舶)

イ 池集團「ワーク」積載船腹ノ利用

ロ 南方交流貿易船腹ノ利用

ハ 雜集團船腹中ノ特別艙位

(4) 移入條件

前年度池集團トノ取極ニ全ジ

昭和十九年度勞務省新規 需要申込数

(昭和十九年一月現在)

0623

地域別労働者一覽表 (概数)

昭和18年12月末現在

洲別 種族別	フチン州			シブ州			ミリ州			西海州			東海州			計			總計		
	民営	軍官	小計	民営	軍官	小計	民営	軍官	燃料廠	小計	民営	軍官	小計	民営	軍官	小計	民営	軍官		燃料廠	
現 地 人 之 部	力大工	4035	4387	8422	2656	665	3321	1947	2122	2150	6219	5503	780	6283	7156	7380	8538	21297	9334	2150	32781
	機械工	152	1189	1341	30	20	50	90	65	185	340	296	7	303	111	516	627	679	1797	185	2611
	建築工	37		37				40		264	299	36		36	54		54	167		259	426
	鍛冶工	38		38	2		2	15		81	96	30		30	6		6	91		81	172
	修繕工	6	289	295				13	12	58	83	13		13	8	108	116	40	409	52	507
	船員	53	52	105			1	19		118	127	16		16	15		15	94	52	118	264
	漁夫	323		323	133		133	150		150	3		3	157		157	766				766
	運搬工										3		8	12		12	20				20
	鋸工	78	43	121	7		7	40		103	143	27		27	43		43	195	43	103	341
	その他		103	103				30	7	37	30		30	54	56	110	114	166			
邦 人 之 部	小計	127	69	196	50		50	7		1090	6		6	88		88	278	69	1083	14	1454
	農夫	329		329	89		89	16		1001	306	142		142	216		216	872		204	1076
	船員	175	278	453	13		13	28		212	246	49		49	147	78	225	412	356	218	986
	技術者													272		272	272				272
	職員									34		34	102		102	136					136
總 計	合計	116		116							3		3	42		42	161				161
	農夫	47		47	10		10				2		2	69		69	128				128
	船員	194		194	47		47	54		54	55		55	125		125	475				475
	技術者	357		357	57		57	54		54	94		94	610		610	1172				1172
總計	合計	5710	6410	12120	3028	685	3723	2519	2206	4459	9184	6253	787	7040	8077	2138	10815	26197	12226	4459	42822

民族別人口統計表

民族別	フチン州	シブ州	ミリ州	西海州	東海州	總計
日本人	432	84	225	240	1659	2640
支那人	60229	50544	21785	31987	36853	201400
マレー人	62995	7126	44550	24808	1949	141528
インド人	683	285	407	3233	5584	10222
イロ人	101297	102875	15290		445	223907
その他	73	3567	9364	145929	44233	237266
總人口	225709	192581	95751	206197	90723	816963

(1912年統計)

總人口の割合

0624

(別表)

昭和十八年十二月末現在

業種及職種別一覽表(概数)

	石油	水銀	丁重	製糖	水産	精米	製菓	製煙	製革	椰子油	力子	燐寸	煉瓦	製紙	麻	椰子園	仁樹	云園	製糖	陸運	海上	米作	織物	造船	造船	伐木	土木	機械	港務	使館	建築	水産	石炭	其他	計
農林	2150	1755	222	3316	343	85		260	32	90	2269	70	60	120	2502	172	620	5281	300	65	4	1824	206	1241	156	1900	5847		614	681	145	745	66	38781	
工業	185	15	4	42	13			18			56			15	25			14		13	4	4	7	1622	117		54	4	2	406		41		266	
商業	289	26		18							69							36				2										11	5	426	
運輸	81			7	7					14							49												19					172	
通信	58									1					4			4					1	134	264		6	5		12		18		50	
衛生	118	1	4																	69								7						26	
農林				38	13					14	111				12			7		306	237	3							4			1		766	
工業				20																														20	
商業	103		6						3											170							1	3	2			9	44	341	
運輸				114																				166										280	
通信	1083	4		80	18			100	26		5		28											19	30		1	2	15			1	17	1430	
衛生	204	20	3	50	14	1	2		7	11	28		3	4	35		3	80		131	18	82	7					3	46	8	108	8	200	1076	
農林	218	108	1	75	25	5	5		14		29			2	22			23			9	32	3	78	20			5	10	8	31		263	986	
計	4459	1929	240	3740	435	89	7	260	174	130	2608	70	68	141	2628	172	623	5489	300	752	292	1647	225	3260	587	1900	5909	96	712	1115	284	834	595	41710	
農林															272																			272	
工業				136																															136
商業				95																		66													161
運輸				21	42		1								3							52			3			4				2		128	
通信		23	2	53	8	5		8	6	1		2	5	7	30	0	2	30	6	38	28	33	6		1			2	20	4	30	34	91	473	
衛生	0	23	2	74	281	5	1	8	6	1	0	2	5	4	305	0	2	30	6	38	94	85	4	0	4	0	0	6	20	4	30	36	91	1172	
計	4459	1952	242	3814	516	94	8	208	180	131	2608	72	73	148	2933	172	625	5489	306	790	386	1732	231	3260	591	1900	5909	102	732	1119	314	870	686	42886	

0625

六、企業担当者ノ全面的活用法

当年ニ於テ計畫又ハ實施中ノ方法次ノ如シ

(一) 企業担当者ノ本部所在地ヲ軍ニ於テ指定シテ一線進出主義ヲ強調指導ス

企業担当者事務本部所在地ハ其ノ所命事業ノ主事業地ニ指定シテ一線同様ノ決意ヲ以テ重要國防資源ノ取得ニ或ハ現地自活ニ一意邁進セシム

即チ本年二月離總ヲ四六号通牒ヲ以テ次表ノ通り実施中ニシテ之ニ依リ各企業担当者ハ貴重ナル人員時間ヲ軍司令部所在地ニ駐在セシメ責任者ガ主タル事業地ト遊離シテ爲ニ机上計畫化スルノ弊ヲ是正スル如ク努メアリ

海總和四十六号通牒（昭和一九二一）米米才進出商社所在別一覽表

本部所轄	商社名	主要担当業務	本部所在地
クナ州	三井物産	米、麦、大豆、燕麥	東京
クナ州	高島屋穀田	米、麦、大豆、燕麥	東京
クナ州	三井農林	米、麦、大豆、燕麥	東京
クナ州	朝鮮皮革	皮革、毛皮	東京
クナ州	日本織造	織物、絹、綿	東京
クナ州	朝鮮タニニ	織物、絹、綿	東京
クナ州	野村商事	織物、絹、綿	東京
クナ州	焼津鐵團	鐵、鋼、鋳造	東京
クナ州	東亞化學塗料	塗料、染料	東京
クナ州	日本タニニ工業	工業、機械	東京
ミリ州	神栄アルネ才興業	鐵、鋼、鋳造	東京
ミリ州	タキ井種苗	種苗、農産物	東京
ミリ州	タワ才産業	農産物、加工品	東京
東海州	昭和商行	貿易、運輸	東京
東海州	阿波商事	貿易、運輸	東京
東海州	内外食品	食品、飲料	東京
東海州	ホルネ才殖産	殖産、貿易	東京
東海州	ホルネ才水産	水産物、加工品	東京

日本樟材工業
日本生薬統制
日本富産増殖

西海州アヒ

商社名	主要担当業務
台湾拓殖	米、麦、大豆
東山農事	米、麦、大豆
竹林棉業	棉、毛織物
トヨタ自動車	自動車、機械
南里貿易	貿易、運輸
三共株式	貿易、運輸
日本出版	出版、印刷
日本原皮	皮革、毛皮
日本タニニ	貿易、運輸
加藤物産	貿易、運輸
三興株式	貿易、運輸
白産農林	農産物、加工品
北米米物産組合	米、麦、大豆
國際運輸	運輸、貿易
勞務協会	勞務、運輸
南方開發	開發、貿易
乙金銀行	金融、貿易
台灣鐵道工業	鐵道、運輸
帝國燃系	燃料、貿易
日伸工場	工場、製造
昭和通商	貿易、運輸
帝國海上	海上、運輸
三菱海上	海上、運輸
同盟通信	通信、貿易
映重配給	配給、貿易
福昌公司	貿易、運輸
通信協會	通信、貿易
南日本汽船	汽船、運輸

(二) 企業擔當者、~~錢能~~^{資金能力}を擔當業務以外に充てず、或は特殊経験ある
企業擔當者が本来の所命事業に専力する。或は特殊経験あり
者の現地に要請し應じ之に新タナル事業に就き擔任せしむ遊休能力
の全面的活用或は隔レル特殊經驗者、技擧げ用ニ依ル現地自活能
く工作戰で遂行へ協力を全カラシム。即ち北朝鮮に在リテは協力
調整ノ事務的方面特に福利施設、家族送金、輸送、食糧供給養育等
ヲ國際運輸株式會社及南日本汽船會社ニ托命し擴充所期
ノ目的ヲ達スアル如ク又ニ重要生産資料管理統制ノ收買、
輸送、保管、代行機関トシテ昭和通商株式會社ヲ指定し、或ハ
同ヤウハ台灣、比律賓ト北朝鮮と内南方交流貿易ノ事
務ヲ三井物産株式會社ヲシテ代行セシメ、或ハ十ウチニ島ニ於テ
ル物資配給、貨貨業務ヲ燒津踐團ニ代行麻袋製造ヲ高島
屋飯田株式會社ニ代行マキト試作ニ日沙商會、江戶可製用
此「マキ」ハ無製造ヲ日産農林工業株式會社ニ各支店担当事業有
テシテ北朝鮮ハ製粉物資配給組合ヲ結成セシメ全力ヲ結集サセシメル

等其人全面利用活用ヲ計リ居シリ。

(三)

同一地域ニ於テ各種企業ヲ担当スルニ総合協力ニ留意ス

企業ヲ担当スル者ノ担当事業ノ性質、目的、技術等ノ同一性、或ハ類似性ニ着眼シ、地域ニ於テ同一共同事務所、營業場所、倉庫等ノ事業場ヲ設定シ、企業間ニ限リテハ貴重ナル資料、人員、設備ノ散失防止、結果ニ於テ能率ノ増強、生産力ノ飛躍、技術ノ相互交換ニ向テ努力ヲ期待ス。

(四)

企業ヲ担当スル者ヲ主として、事業場以外ニ軍政経済等ノ有力ナル要素トシテ活用ス。企業ヲ担当スル者ノ工場、事業場ヲ中心トシ、自己使用又ハ附近居住現住民ノ交代、日本統治管下ト防疫衛生ノ一部ヲ診療所ノ設定、工場事業場ノ防諜、防衛等ヲ實施セシメ、軍政経済等ノ共立トシテ活動セシムルト其ノ自己使用、現住民及ビ自己事業等ニ依存關係ニアル附近住民ヲ積極的ニ活用シ、規模ナル工場事業場毎、一地域毎、計画ヲ以テ實施セシムル如ク指導シマリ。

七、軍政ヲ末梢部迄ニ滲透セシムル爲最モ速効的ナル具體策

(一) 軍政要員ノ選擇ト教育

軍政要員ノ良否ハ軍政施行上ノ最大ノ問題ナリ。情熟ナル實踐
的青年ヲ軍政要員ニ選擇採用スルト共ニ常時不斷ノ教
育ハ特ニ必要ナリ。

(二) 言語不通対策

言語通じザレバ百ノ善政モ透徹シ難シ。現地住民ニ対スル日
本語普及軍政要員並ニ在留邦人ニ連ニ現地語ヲ習得セシ
ムル要アリ。現地語ハ「マウ」語、外地カノ状況ニ應ジ必要ナ
ル原住民語ヲ教習セム。

(三)

現地住民官公吏、有力者及下部自治機構ノ確實ニ把握活用
現地住民官公吏及有力者ヲ確實ニ把握シ方クハ軍政滲透ノ
捷徑ナリ。軍政要員ハ徒ラニ高キニ止マルコトナク努メテ彼等
ト接觸スルト共ニ他方現地住民職員ノ給與制度、服務規定等
ヲ確立スルニ要アリ。

(四)

生活必需物資配給

現下最大ノ民心把握策ハ生活必需物資ハ配給ナリ。僅ナル物資ヲ公平ニ配給スルヨリ重要地点ニ重点的ニ配給スルガ反ツテ効果多シ。

(五)

行脚政治ノ勵行ト軍政要員ノ配置

第一線軍政要員ノ水戸黃門式行脚主義ハ極メテ重要ナリ。又軍政要員ノ配置ハ第一線充實主義ニ徹底スルヲ要ス。而シテ軍政要員カ下部行政機構迄進出スルハ原則トシテ好マシカラサルモ現地住民職員未ダ充分ニ日本軍政ノ真義ヲ解セズ且商社駐在員ト現地住民官公吏ト關係ニ付良好ナラザル点アルニ鑑ミ重要ナル生産地帯ニ郡長又ハ駐在官ノ形式ニテ末端部位軍政要員駐在ノ要アルヲ認ム。

(六)

嘘ヲ言ハヌ軍政ノ實施

素朴ニシテ掛引ヲ知ラヌ原住民ノ指導上特ニ必要ナリ。現地官公吏郷土兵兵補巡警等其ノ他ノ實業教育促進ト活用皇軍ノ手ニ依リ日本式ニ教育セタル現地住民ヲ速ニ活用スルト極メテ重要ナリ。

(七)

八、軍政員及一般在留邦人ノ指導訓練

(一) 指導訓練要領

指導訓練ノ要領ハ軍司令官ノ訓示參謀長ノ指示ノ外北ハ不
統治要綱總則第二章第七節保健防疫及第八章邦人ノ
指導事項ニ基クモノトシ特ニ尤モ要目ニ留意ス

一、時局認識ヲ新ニシ戰陣訓ノ趣旨ヲ徹底シ常ニ第一線將兵
ノ心ヲ以テ心トスル如ク指導ス之カ爲軍政員ノ修身奉公
心ノ昂揚在留邦人特ニ企業地産業者ノ營利觀念ノ排除ニ
特ニ留意ス

2、文武一体官民一途ノ趣旨ニ徹底ス

3、在留邦人ハ軍政員ト同様ニ訓育指導スルト共ニ諸施設ノ
利用其他ノ待遇モ成レ得ル限リ軍政員ニ準シ取扱フ如
クス

4、運動ヲ奨励シ健全欲求ヲ推奨ス

5、軍政員及在留邦人ノ軍事訓練ヲ強化シ防衛ノ一部ヲ担

任セシム

(二) 実施事項

1. 新征軍政要員ノ集合教育

(イ) 着任毎ニ一所ニ集合演習セシメ此「ホルネオ」軍政要員ト

シテ必要ナル教育ヲ與フルト共ニ体育的練成及内務

教育ヲ概ネ三週間ニ亘リ実施ス

(ロ) 昭和十八年七月以降着任者ヨリ之ヲ実施シ回数五度

人員延二三五名ニ及ベリ

・第一回 八月十六日ヨリ 六二名

第二回 十月十五日ヨリ 四三名

第三回 十一月二十二日ヨリ 六九名

第四回 十二月二十八日ヨリ 二二名

第五回 一月十八日ヨリ 二九名

計 二二五名

0633

2. 軍政廳勤務軍政要員ノ再教育

司令部教育計画(別紙)ヲ樹立シ一年ヲ通ジ之ヲ実施ス

ナリ

3. 一般在留邦人ノ指導訓練教育

(1) 在留邦人會ノ組織及之ニ依ル軍事訓練ヲ実施中ナリ

(2) 北ボルネオ求亞會ノ結成及之ニ依ル在留邦人ノ

(技術支援ノ忠告) 一元の親睦、經濟上ノ指導者トシテノ (分派シタル所)

團體力ノ助力、軍指導ノ (新法見ノ事柄) 單一化ヲ計、着目

期、目的ヲ收メツ、アリ

(3) 軍、商社一体ノ理念ノ透徹ヲ計ル爲メ商社及一般在留邦

人ノ集合教育計畫ヲ樹立シ着々實施ニシメ本ノ政策ヲ收メ

居シ

第一回 一月十七日ヨリ一週間 毎日一八、〇〇〇マデ

出席者 一三五名

第二回 一月三十一日ヨリ一週間 毎日一八、〇〇〇マデ

出席者

一六名

合計

出席者

二五一名

4. 在留邦人子弟ノ教育

シカン州、東海州、西海州ニ國民学校ヲ設立シ教育実施ヲナリ

(三) 計画事項

1. 前項実施事項ノ繼續的実施

2. 軍人軍属及邦人練兵所兼休養所ノ設立(情況外告事項ヲ参照)計画

3. 長期勤務者ノ為メノ施策トシテ内地交代内地出張及南方

視察出張ノ考慮(一部ハ実施シアリ)

4. 在留邦人ノ為メ駐安運動施設ノ計画(軍運動施設^及慰

安施設ノ一部分的解放ハ実施シアリ)並ニ家族呼寄

考慮

0635

九 華僑対策ノ將來

(一) 立ホルネオ¹華僑ノ特質

軍管内原住民ノ民之ノ極メテ低キ關係上戰前華僑ハ宗教的ニハ勿論政治的ニモ中樞重要地位ヲ占メ其ノ勢力極メテ大ナリ

(二) 華僑対策ノ一般現況及將來ノ方針

立ホルネオ¹統治要綱ヲ九五至九七ニヨリ指導中¹ニシテ政治的、宗教的、社会的ニ相当ノ斷圧ヲ加ヘ概ネ其ノ目的ヲ達スルト共ニ一方之ガ活用ニ努メアリ將來左ノ如ク指導セントス

ノ 抑圧ニヨリ表面的ニハ原住民ト同格若クハ大レ以下ノ地位ニ置キアルニ拘ラス實質的ニハ現地住民ノ中心の勢力ヲ有シアル莫ニ關スル指導ニ特ニ留意ス

ノ 宗教的活用ニ一層留意シ特ニ同調寄與セシムルト共ニ將來ニ希望ヲ保持セシムル如クス

(三) 対策

ノ 聖務的指導

(1) 全般的ニ現状通りナルモ聖務的組織変更ニ伴フ失業者ノ転業輔導ヲナス

(2) 綜合的大規模聖務機構ヘ進出ハ認めズ下部一部ノ聖務機構組織ヲ一層援助指導之ヲ活用ス

2. 政治的社会的地位及団結ノ指導

(1) 技術者ヲ除キ郡長以上及指導的上級地位ノ官公吏ヲ罷免シ下級者ニアリテモ邦人ノ直接監督下ニアラシムル如クス

(2) 政治的、聖務的結社、団体ヲ認めザルモ軍政協力修養等ヲ目的トスル一部ノ同郷団体等ニシテ組織内容ノ適當ナルモノハ軍ノ許可制ニテ之ヲ認メントス

3. 華僑歸屬ノ問題ニ関スル指導

領土歸屬ノ決定ニシル全体的構想ニ基キ定ムベギモ根本觀念トシテハ其「ボルネオ」華僑ハ支那民族タルノ意識ヲ持タレメザル如クスルヲ要スルモノト認ム之ガ爲

0637

(1) 社会意識上

其「ボルネオ」ノ住民トス

(2) 血液上

他ノ現地住民ト結婚ニヨリ同化セシム

(3) 思想指導

特殊ノ要注意者、特ニ「インテリ」層、青年層ノ把握ニ留意ス

(4) 人口労働力ノ問題ノ指導

一部船大工等ノ技術者ノ外一般華僑ノ新入殖及短期契約ニヨル移民モ許可セス

転廃業ニヨル餘剩労働力ノ活用、現地住民ノ伸暢及華僑以外ノ労働力ノ移入ヲ図ル

6. 教化指導

(1) 学校教育ハ軍ニ於テ掌握シ、聖賢ハ世員担トシ、要スレバ整理ス、過激的ニ聖賢ノミ彼等自体ノ支出ヲ認メアリ、

(2) 民族意識ノ退化ニ努ム

0638